

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ジャパンマテリアル株式会社		コード	6055
提出日	2022/10/17	異動（予定）日	2022/11/1	
独立役員届出書の提出理由	新たに沼沢禎寛氏を独立役員として指定するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	大島 次郎	社外取締役	○								△									有
2	杉山 賢一	社外取締役	○															○		有
3	沼沢 禎寛	社外取締役	○								△								指定	有
4	春馬 葉子	社外取締役	○															○		有
5	今枝 剛	社外取締役	○												△					有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の大島次郎氏は、過去に当社主要取引先の業務執行者でしたが、金融商品取引所が定める独立性基準および当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」に定める独立性基準を満たしております。	電子デバイス業界における豊富な知識・経験および同業界における会社経営に携わっていた経験があり、その知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。なお、当社と大島次郎氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
2		企業経営に関する豊富な知識・経験を有しており、その知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。なお、当社と杉山賢一氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
3	社外取締役の沼沢禎寛氏は、過去に当社主要取引先の業務執行者でしたが、金融商品取引所が定める独立性基準および当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」に定める独立性基準を満たしております。	電子デバイス業界における豊富な知識・経験および同業界における会社経営に携わっていた経験があり、その知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。なお、当社と沼沢禎寛氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
4		弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を職務に活かすとともに、取締役の職務執行への監督機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社と春馬葉子氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
5	社外取締役の今枝剛氏は、過去に当社会計監査人である有限責任あずさ監査法人に属していましたが、金融商品取引所が定める独立性基準および当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」に定める独立性基準を満たしております。	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を職務に活かすとともに、取締役の職務執行への監督機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社と今枝剛氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

当社独自に定める「社外役員の独立性に関する基準」は2015年5月26日開催の取締役会において決議しております。
---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。